

国立国語研究所ハラスメント防止委員会規程

平成21年10月 1日

国語研規程第22号

改正 平成22年10月20日

改正 平成24年 3月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所の連絡調整会議に置かれる専門委員会に関する規程第8条の規定に基づき、ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる調査・検討を行う。

- (1) ハラスメント防止の啓蒙活動に関すること。
- (2) ハラスメント防止のための研修等に関すること。
- (3) ハラスメントの相談体制に関すること。
- (4) ハラスメントの調停及び紛争解決に関すること。
- (5) その他ハラスメント防止及び対策に関すること。

(招集)

第3条 委員会は、委員長が必要と認めたとときに、招集する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。